

南島原市ニュース

令和2年8月6日

タイトル

工事中に事故を起こした業者の指名停止について

下記のとおり指名停止処分を行いました。

記

1.指名停止となった有資格業者

名称：船戸建設

所在地：長崎県南島原市加津佐町乙1823

2.指名停止の期間

令和2年8月7日から令和2年8月20日まで（2週間）

3.指名停止の理由

令和2年4月27日に、南島原市発注の「上内野前田地区 田 災害復旧工事」において、南島原市加津佐町の工事現場内で、作業員が撤去作業中に重機が横転し、負傷（右足骨折など）する事故を起こしたため。

南島原市工事請負契約に係る入札参加資格者指名停止の措置要領

第2条「別表第1第6項

（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）に該当

| | | | |
|------------|--------------|--------|------------------------------------|
| 担当部署 | 総務部 管財契約課 | 担当者 | 敷島 和章 |
| 直通 | 0957-73-6626 | E mail | keiyaku@city.minamishimabara.lg.jp |
| 詳しくは ☎ | | 検索ワード | |
| 担当者 連絡先 | | | |